平成２７年２月

# 大阪府都市整備部　優良建設工事等表彰制度について

## １　対象業務

本表彰制度は、都市整備部が発注する建設工事等で、大阪府総務部契約局建設工事検査要領第１３条の規定により成績評定が行われた建設工事及び同測量･建設コンサルタント等業務検査要領第１３条の規定により成績評定が行われた測量･建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）を対象とします。

## ２　対象案件

対象案件は、表彰の前年度に完成・完了した建設工事等とします。

## ３　表彰の種類

表彰は、都市整備部長表彰と発注機関（以下「事務所等」という。）の長による事務所長等表彰とします。

## ４　審査基準

### （１）共通事項

契約の条件に従い確実に履行されて他の模範となるものであり、かつ、検査成績点が、部長表彰の場合は８５点以上、所長等表彰の場合は８０点以上であることとします。

### （２）個別事項

①建設工事については、次の各号の要件を勘案して総合的に審査し選考します。

(1)　公共の安全確保を図るため、施工に当たり特に慎重な配慮を必要とした工事や、特別な技術を駆使した工事であること。
(2)　ＶＥ方式、ＤＢ方式、新技術の採用等の制度に積極的に対応して公共工事に貢献した工事であること。
(3)　地域における歴史、景観等文化的イメージの向上に貢献した工事であること。
(4)　前３号に規定するもの以外で、特に優れていると認められるもの。

②測量・建設コンサルタント等の業務については、次の各号の要件を勘案して総合的に審査し選考します。

(1)　提案力、改善力等の専門技術力が優れていること。
(2)　品質管理能力、工程管理能力等の管理技術力が優れていること。
(3)　説明力、プレゼンテーション力等のコミュニケーション力が優れていること。
(4)　前３号に規定するもの以外で、特に優れていると認められるもの。

5　表彰の対象外となる基準

次のいずれかに該当する場合は表彰の対象から除外します。

(1)　表彰の前年度から表彰の日までの間に「大阪府入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止、警告又は注意喚起の措置を受けた受注者の実施した案件の場合は、当該案件を選考対象外とする。なお、受注者が共同企業体の場合で、いずれかの構成員がこれに該当した場合は、当該案件を選考対象外とする。
(2)　表彰の前年度に完成・完了した都市整備部発注の案件において、検査成績点が 64 点以下を取得した受注者の実施した案件の場合は、当該案件を選考対象外とする。なお、共同企業体が受注者の場合で、いずれかの構成員がこれに該当した場合は、当該案件を選考対象外とする。
(3)　当該案件の成績評定において、法令遵守等、総合評価方式における技術提案の履行、または情報共有・電子納品の履行のいずれかにおいて減点措置を受けた場合は、当該案件を選考対象外とする。
(4)　当該案件及び表彰の前年度から表彰の日までの間で都市整備部発注案件において、事故等を起こした受注者が実施した案件の場合は、当該案件を選考対象外とする。なお、共同企業体が受注者の場合で、いずれかの構成員がこれに該当した場合は、当該案件を選考対象外とする。
(5)　表彰の前年度から表彰の日までの間に重大な法令違反等があった受注者が実施した案件の場合は、当該案件を選考対象外とする。なお、共同企業体が受注者の場合で、いずれかの構成員がこれに該当した場合は、当該案件を選考対象外とする。
(6)　過去に申告書に虚偽の記載があった受注者が実施した案件の場合は、当該案件を選考対象外とする。なお、共同企業体が受注者の場合で、いずれかの構成員がこれに該当した場合は、当該案件を選考対象外とする。
(7)　表彰審査会において、表彰にふさわしくないと判断した案件については、表彰の対象外とする。